

令和4年3月14日

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
専務理事 加藤 出

令和3年度全国地連会長会議 質問事項への回答書の送付について

平素より当連盟の諸事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る12月22日に開催いたしました全国地連会長会議の折にお寄せいただきましたご質問の回答を送付いたしますので、ご査収くださいますようお願いいたします。

お問合せ先

公益法人全日本弓道連盟 事務局

電話：03-6447-2980

メール：kanri3@kyudo.jp

令和3年度全国地連会長会議 質問事項等への回答

1. 審査会に関すること

No.	質問事項等	回答
1	<p>審査会は昨年と同様に計画しても宜しいでしょうか。(コロナ禍以前)</p>	<p>地方審査会、ならびに連合審査会の実施にあたりましては、引き続き、コロナ感染症対策を継続の上、実施をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開会式(矢渡)は実施しない。 ・入館時間を制限し、滞留時間制限と密集回避を図る。 ・学科試験は、事前のレポート提出形式を継続する。 <p>【地方審査会における統一事項】 本連盟、業務委託事業である地方審査会は以下の事項を厳守ください。 (1)四段位までの行射審査については、審査規程のとおり弓道衣で行うこと。よって和服着用及び射礼での行射審査は実施しないこととする。 (2)五段位の行射審査は、従来のとおり和服着用とする。</p>
2	<p>式段審査までの地方審査は、引き続きビデオ形式と参集形式を併用して実施する。実施にあたっての判断は地連の任意とする。</p> <p>令和3年度までは中学生、高校生を対象(式段まで)としてビデオ審査を実施してきましたが、令和4年度は「実施に当たっては地連の任意とする」ということは、中高生を地連の判断で集参形式で行ってもよいとの解釈でよろしいですか。</p>	<p>式段までの地方審査会の実施形態は、各地連に一任いたしますが、年間計画提出の際、ビデオ又は参集形式が分かるよう提出をお願いいたします。</p> <p>また、参集形式で実施の際は、コロナ感染症対策を継続いただきますようお願いいたします。</p> <p>感染状況を勘案し、参集形式→ビデオ形式に変更する可能性がある旨予め記載いただくようお願いいたします。</p>
3	<p>中央審査申込書を送付しても受領したかのFAXが来る場合もあるが届かない時もありますので、確認のために連絡をお願いします。</p>	<p>1週間以上経過しても受領FAXが未受信の場合は、ご連絡をお願いいたします。</p>

2. 大会（競技会）に関すること

No.	質問事項等	回答
1	審査会の実施にあたっては、開会式（矢渡）は実施しないとあるが大会（地方大会も含めて）においては開会式（矢渡）の実施はどうなりますか。	大会における開会式・矢渡の実施については、各地連に一任いたしますが、密集を回避いただく等、感染対策の徹底をお願いいたします。

3. 講習会・研修会（指導者育成）に関すること

No.	質問事項等	回答
1	<p>①講習会は令和4年度のみではなく、令和4年度以降も連合会主催と理解してよろしいですか？</p> <p>②講習会の講師資格の要件をご教示願います。</p> <p>③講習会では従前通り全日本弓道連盟公認資格制度地方委員の更新および新規取得が出来るかと理解してよろしいですか？</p> <p>④講習会では従前通り日本スポーツ協会公認スポーツ指導員コーチⅠの専門科目免除の講習会であると理解してよろしいですか？</p> <p>⑤連合会主催講習会受講者は、北海道弓道連盟所属六地区での③および④の内容を含む講習会の講師を務めることが出来るかと理解してよろしいですか？</p>	<p>①ご理解のとおり、令和4年度以降となります。</p> <p>②講師は、各連合会に所属する中央委員（教士八段以上）とし、本年度中に中央委員資格者の写しを提供いたします。</p> <p>③本連盟公認資格認定制度地方委員の更新・新規取得対象講習会とします。 地方委員の更新・新規取得のためのカリキュラム等は年度内を目途にお示しします。</p> <p>④上記③と同様に、JSP0 コーチⅠ専門科目の免除対象講習会といたします。本年度中に免除申請マニュアルをお送りいたします。</p> <p>⑤連合会主催講習会の修了者が、地連（各地区）講習会の講師を務めた場合、③④講習会を対象といたします。 他の都道府県から中央講師を招聘する場合は、中央講師招聘の手続きに従い、ご対応ください。</p>
2	<p>宇佐美先生が、学校指導者研修会を北日本、西日本で開催すると発言がありましたが、内容が十分理解できませんでしたので、ご説明をお願いします。北日本で開催するのであれば、これには北海道は含まれるのでしょうか？</p>	<p>学校指導者講習会については、各連合会主催として実施をお願いします。</p>
3	<p>令和4年度の全弓連主催の地区指導者講習会、指導者育成講習会、学校指導者講習会は連合会主催とあるが⇒⇒長期にわたって行うのですか。</p>	<p>上記No.1—①のとおりです。</p>

No.	質問事項等	回答
4	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針は示されますでしょうか。統合する場合、三つの講習会の目的や対象が異なる中での指導方針は、どのように考えればよいかお示し下さい。示されない場合は実施しないという選択肢も認められるという理解で間違いございませんでしょうか。 ・連合会で、自然・環境保護憲章の周知などについて各地連で行うという方針に決定した場合も実施しないで良いという理解で間違いございませんでしょうか。 ・地方委員資格の新規取得・更新について、今後の展望 中央委員が講師となって新規の取得・更新講習会を企画される可能性はございますでしょうか。 ・矢羽問題について、自然・環境保護憲章の制定、周知をもって終結と のことでお聞きしております。今後、県内の講習会などに令和3年度の中央委員で「委嘱は行わない」とされている先生を県外講師として 招聘することに何ら問題はないと理解しましたが、間違いございません でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会講習会における指導指針(ガイドライン)は年度内を目途にお示しいたします。 ・ご理解のとおり、連合会で何れの講習会も実施しない場合は、各地連で ご周知いただくようお願いいたします。※各地連宛にポスターを配布済 ・地方委員資格講習会の講師は、連合会講習会修了者及び本連盟・令和4 年度中央講師(委嘱者)といたします。地方委員資格講習会の開催は地 連に一任いたします。 ・令和3年度については、『委嘱を行わない』対象者の講師委嘱・招聘は お認めできません。令和4年度以降については、措置対象者の令和3年 度の活動状況等を踏まえて検討することになっています。

4. 税務に関すること

No.	質問事項等	回答
1	<p>会議次第4. 報告事項(2)の②公認会計士指摘について、説明された内容を文章にしたものをお送りいただくようお願いいたします。</p> <p>(宮城)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係書類を添付します。
2	<p>消費税に関し、免税の話ができました。審査に関し1千万円以下なら非課税ということですが、前段で、地方審査も主催は、全弓連ということなので、地連だけの収入で判断するという事はないのではないかと。</p> <p>つまり、長野県が8百万円しか審査収入がなかったのもそれは非課税という個別の判断でいいのでしょうか。今後、審査に関し、全額全弓連に納め、必要経費(県連取り分も含め)を交付してもらおうと方式になれば、消費税に関しては地連は考えなくていいのでは、ということになるのではないかと。</p> <p>その他、所得税の源泉徴収などは、相談にのってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の課税売上(消費税対象の収益)が1千万円未満の場合、その翌々年度の消費税の納税義務は免除されます。 注意点としましては、 <ul style="list-style-type: none"> ①審査収益が全て全弓連の収益となり、地連においては、現在の審査収入の同額を全弓連からの業務受託収益として受領することとなります。 地連における課税売上は地連で収益となる業務受託収益となります。 ②課税売上は①に限らず役務提供の対価として受領するすべての収益が対象となります。 <p>例えば、地連で大会参加料を受領している場合は、大会参加料を含めて1千万円を超えているかの判断が必要です。</p> <p>これらは名目にかかわらず、役務提供の対価かどうかで判断しますので注意が必要です。</p> <p>会計上の手続きに関しては説明の機会を設けます。またご不明点等、ありましたら承ります。</p>

5. その他

No.	質問事項等	回答
1	矢羽根について私的な使用は可能ですか。公的とは範囲は	公的な範囲とは、本連盟、及び加盟団体の主催行事となります。個人の練習等は私的な使用となります。
2	矢羽根問題終息としての環境団体への寄付とは	<p>弓道は多くの自然素材を使用しており、特に矢に使用する鳥の羽は、現在、他に代用のものが無い大切なものであります。矢羽問題という反省を踏まえ、本連盟は、鳥の羽を使用する団体として、環境保護、特に鳥類の保護に取り組みたいと考えております。その一つの施策として今回の寄付となりました。</p> <p>寄付の詳細につきましては、改めて、弓道誌にてご報告をさせていただきたいと考えております。</p>
3	矢羽根の終結ということで憲章も制定されました。これにより、処分された方、特に、グレーで謹慎されている方の復権は、いつからになるのか。地連で講師等に依頼することは可能か。	令和3年度については、『委嘱を行わない』対象者の講師委嘱・招聘はお認めできません。令和4年度以降については、措置対象者の令和3年度の活動状況等を踏まえて検討することになっています。
4	<p>今回のリモート会議はコロナ禍の中では致し方無いと思いますが近いうちに参集して開催していただきたい。(各連合体)</p> <p>発言の際はマスクを外しも良いと思います。(話が聞きづらい)</p>	<p>コロナの感染状況を注視しつつ、対面形式での開催も検討してまいります。</p> <p>発言時のマスクにつきましては、発言者の周囲の状況を確認しつつ、対応してまいります。</p>
5	タイムリーな領収証の発行依頼、ご多忙で大変とは思いますがタイムリーな発行をお願いします。	適時にお送りできるよう取り組んでまいります。未着の領収証がありましたら、ご連絡をお願いいたします。

【4. 税務に関すること No.1 関係書類】

……地連会長会議での口頭説明の内容

本連盟の内部監査の折、公認会計士から以下の指摘がありました。

本連盟ではこの指摘に関し、適正に対応したいと思います。各地連におかれましてもご協力の程よろしくお願い申し上げます。

専務理事 加藤 出

1. 地方審査事業のあり方に関する指摘

審査事業は、全弓連が内閣府から公益目的事業として認定された事業であり、地方審査は、全弓連が地連に委託・受託して実施している事業となります。

地方審査を実施する上でこのことが明確にされているかどうか、地方審査会についても、審査実施要項などの関係書類に記載される主催者は地連ではなく、「全日本弓道連盟」となりますので、万が一主催者として地連名を記されている場合は、主催は全日本弓道連盟 と修正いただくようお願いします。

地方審査の事業収入（審査料・登録料）の取り扱いについて、会計処理上、地連の収入となっている分が全弓連の収入として計上されていませんでしたので、今後は収入の総額を計上して、地連の収入分は今後、業務委託の費用として各地連に支払うよう、会計処理を行います。

2. 地連における税務対応に関する指摘

地連におかれては、消費税、源泉徴収など、適正に税務対応をされていることと思いますが、万一、されていないとすればそれは税務の不備を疑われる懸念があります。

消費税については、適正に対応されるよう内部監査の折に指導がありました。本連盟においても各地連の税務対応を必要に応じて確認すべきであるとのことをございました。

各地連におかれては今まで以上にキチンとした税務対応をお願いしたいと思います。

全弓連ではこれらの指摘を踏まえ、各地連には過去3年の決算書類ほか、関係書類の提出のご依頼をさせていただきますので、その旨ご承知おきいただきたいと思います。

以上